

## 入札要領

第1条 入札希望者は、公有地売却公告書および本要領、入札案内書を熟読のうえ、入札してください。

第2条 現物と公表数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書および封筒により、封書にして定められた期間内に提出してください。

第5条 入札書には入札者の住所氏名を記入のうえ、押印してください。

第6条 入札書に記載する金額は、消費税込みの金額とし、算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更または取消しを行うことができません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格誓約書を提出していないもの
- (2) 入札参加申込書を提出していないもの
- (3) 公示または本要領の条項に違反するもの
- (4) 担当が入札書不完全と認めたもの
- (5) 入札書の内容を訂正したもの
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者
- (7) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団および同法第2条第6号に規定する暴力団員等
- (8) 最低売却価格に達しない入札をしたもの

第9条 開札は日時を定めて行います。ただし、入札者またはその代理人が開札場所に出席しない場合は、市の指定した者を立ち合せて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

第10条 落札者は、市の定める最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

第11条 落札者は、落札決定の日から原則7日以内に契約を締結します。